

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

それは監査役の実任か—印刷業Xの預金残高確認事件

小さな印刷会社Xの監査役は、期末の会計監査で、経理担当者Cに、銀行の当座預金残高の金額を確認するために、銀行からの残高証明書を見せるように要求したところ、出てきた証明書は、色刷りで何らの不自然なところはなく、「原本」であると確信した。

翌年以降は、「原本」の白黒コピーが出てきた。監査役は、昨年確認済であったから、これは「原本」のコピーであると考え、疑いを持たなかった。

2016年7月6日、その銀行からX社に対して、X社の帳簿上の残高と銀行の実際の預金残高に差があるとの指摘がありX社はCに事情聴取。X社の当座預金口座の取引履歴及びC名義の普通預金口座の取引履歴を取り寄せ調査したところ、約2.4億円が、X社の当座預金口座からC名義の普通預金口座にネットバンキング等を利用して移し替えられ、横領されていたことが判明した。Cは当座預金口座の残高証明書を偽造していた。

X社は、監査役に対し、残高証明書の「原本」を確認しなかったのは、監査役としての任務懈怠として、1.1億円の損害賠償請求を提訴した。

1. 監査役の実任

被告監査役は大正12年（1923年）生まれの公認会計士・税理士。1965年頃からX社の税務顧問、顧問料は月5万円、確定申告報酬50万円、合計年110万円。それとは別に2年後の1967年7月25日から2012年9月1日（注）まで監査役、報酬は月3万円、年36万円。会計監査人としてではなく、しかも会計限定監査役と見なされた。1988年8月1日から、Eが監査役の補助者としてX社の監査を担当していた。事件が発覚したときは別の監査役に交代していた。

（注）これ以降、監査役はX社の代表者の親族が担当した。

一方、従業員Cは2006年5月から2016年7月までX社の会計担当の専門職として勤務、2016年7月横領が発覚し、諭旨退職、翌2017年7月死亡した。

2. 第一審 千葉地裁、平成31年（2019年）2月21日判決（第1法規法情報総合データベース）

原告（会社）は、監査役の実任は、金融機関が発行する残高証明書の原本を確認、当座勘定照合表の原本を確認、金融機関に直接確認などの一般に公正妥当と認められる企

業会計の慣行に従い、実施されるべきものである。日本監査役協会の「監査役監査実施要領」及び「新任監査役ガイド」には、預金の残高証明による実在性の監査の対象としているが、「原本の確認」を要求するような記載はない。しかし、同協会の「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル（2013.1.11）」において、「貸借対照表」の監査のポイントとして、資産の実在性の確認には「単なる数字の照合だけで満足しないことが肝要である」とあり（同マニュアル 30 頁）、これは「原本に当たるべき」との指摘であると主張し、またその他監査法人の出版書等にも「現物を確かめましょう」等の記載がある。従って、原本に当たらなかった監査役の任務懈怠であるとした。

千葉地裁はこれを支持し、監査役に約 5763 万円の支払いを命じた。

3. 控訴審 東京高裁、令和元年（2019年）8月21日判決（第1法規法情報総合データベース）

判決文の主なところだけを記す。

・・なお、監査役監査の過程においても、例外的に資産の実在性の確認が会計限定監査役にとって極めて容易である場合は、会計限定監査人が会社の会計帳簿のみならず、原始証憑（銀行発行の残高証明書等）を確認する例が珍しくないのが実情であるし、監査のプラクティスとしては望ましいことではあるが、原始証憑を確認しなかったり、その偽造が見破れなかったとしても、会社の取締役やその指示を受けた使用人も同様の状態にあったとすれば、会計限定監査役の善管注意義務を問うことは困難である。・・

・・正確な会計帳簿を作成すべき第 1 次的な義務を負うのは取締役及びその指揮命令を受ける管理職であって、会計限定監査役ではない。本件においては、Cの上司である社長Kおよび経理担当取締役Mは、ネットバンキングのサービスを利用して銀行が管理する本件口座の残高を日々自ら直接徴求したり、半期に一度の経理監査において銀行発行の残高証明書を自ら直接徴求して確認することは、極めて容易であった。このような作業を行っていれば、Cの横領行為は、その実行が事実上不可能になったか、極めて早い段階で容易に発見することができた。しかしながら、KおよびMは、このような容易な監督作業を怠り、毎日の取引チェック及び半期に一度の経理監査を行いながら、本件横領行為には一切気付かなかったものである。そうすると、本件横領行為の発生については、会計限定監査人の被告よりも、取締役たるK及びMの方がはるかに容易に防止できる立場にあったのであって、取締役の善管注意義務違反こそ検討されるべきである。

このように、一部の取締役又は監査役だけを恣意的、狙い撃ち的に損害賠償請求の対象とすることは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の規定の趣旨に反し・・・会社に対する信頼感や善管注意義務を履行しようとするモチベーションを喪失させ、ひいては取締役の職務執行又は監査役の監査に実効性、効率性を損ない、会社の業務の適正の確保を危うくするものである。

判決は、「第一審原告（会社）の請求を棄却する」であった。

私のコメント

(1) **大和銀行事件との比較** 過去に、残高証明書の原本を確認せずに監査役の責任を問われた事件として大和銀行ニューヨーク支店事件がある。支店の米国債を扱うトレーダーが、自分の無断取引で出した巨額の損失を、顧客から預かっていた米国債で穴埋めし、米国債の残高証明を直接自分宛てに送らせ、それを改ざんし、往査に来た監査役に示した。コピーとは知らず、監査役は、トレーダーの不正を見逃してしまったという事件である。

その時の大阪地裁の判決は、確かに、原本を確認しなかった監査役の責任を認め、続けて、「取締役は、リスク管理（今でいう内部統制システム）を構築すべき義務を、監査役は、それが構築されているかを監視する義務を有し、ともに善管注意義務の内容をなす」と述べた。

ただし、往査した時点以降に損害が生じていたのかが不明であるとして、監査役は損害賠償の支払いは免れた。二審では和解となり、取締役らとともに49名で2.5億円の連帯責任で終わった。

つまり、印刷業X事件のように、たった月3万円の監査役酬しか得ていない監査役のみに責任を押し付けるというのではなかった。内部統制の観点から取締役の責任を認めている。

そういう観点からは、二審の判決は、監査役にとって有難いものとする。

(2) **「原本」確認の方法** ただし、裁判だから、どう転ぶかは予測できない。一審のような判決もあり得るのである。そういう意味では、残高報告の「原本」を監査役が直接、金融機関から、入手することをお勧めしたい。

監査法人が、会社から銀行等に残高証明書を直接監査法人宛てに送付するよう依頼書を出してもらうことが行われているが、監査役が同様のやり方で、会社から銀行等に依頼書を出すよう働きかけてはいかがだろうか。会社もしくは銀行側等で拒否すれば、そのことをもって、監査役が「原本」を確認できなかった理由とすればよいと思うがいかがだろうか。

(出典：第一審及び第二審の判決文 なお、ビジネス法務の部屋 2,019.12.4付けの「特定の取締役・監査役を狙い撃ちした損害賠償請求は適切な内部統制を崩壊させる」から事件の存在を知った。)